



個人事業税のあらまし

事業活動を営む人は、道路・港湾などの公共施設を利用したり、いろいろな行政サービスを受けています。個人事業税は、これらの経費の一部を所得に応じて負担していただくものです。

◆納める方

県内で事業を営んでいる個人の方

◆納める額

[事業総収入額] - [事業必要経費 (事業専従者控除を含む)] = [事業所得金額]
 {[事業所得金額] - [その他の控除] - [事業主控除 (290万円)]} × 税率 = 税額

※その他の控除とは？

- 損失の繰越控除 (青色申告者のみ)
- 被災事業用資産の損失の繰越控除
- 事業用資産の譲渡損失の控除
- 事業用資産の譲渡損失の繰越控除 (青色申告者のみ)

◆課税の対象と税率

前年1年間の事業所得に対して課税されます。

区分	事業の種類	税率
第一種事業	物品販売業, 不動産貸付業, 製造業, 運送業, 請負業, 飲食店業など	5%
第二種事業	畜産業, 水産業, 薪炭製造業 (主として自家労力を用いて行うものを除く。)	4%
第三種事業	医業, 歯科医業, 弁護士業, 司法書士業, コンサルタント業, 理容業, 美容業など	5%
	あん摩・はり・きゅう等の事業など	3%

◆申告

- 毎年3月15日までに、事務所等の所在地の地域振興局等へ申告します。
- 所得税の確定申告書又は住民税の申告書を提出した場合には必要ありません。
 (いずれも申告書の「事業税に関する事項」欄を必ず記載してください。)

◆納税

- 地域振興局等から送付される納税通知書によって、年2回 (8, 11月) に分けて納税します。
 (税額1万円以下の方は8月の1回)
- なお、年の中途において事業を廃止した場合、またはその他特別の事情がある場合は、納税通知書に定められた納期になります。

◆税の減額・免除

- 次のような場合には、納期末到来の分が申請に基づき減免されます。
- 災害により事業用資産等に一定額以上の損害を受けたとき (前年所得1,000万円以下の場合) など
- 年の途中において、生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなったときなど

お気軽にお問い合わせください!!



名称	電話番号
鹿児島地域振興局 課税課	099-223-0161
南薩地域振興局 県税課	0993-53-3111
北薩地域振興局 県税課	0996-23-5151
始良・伊佐地域振興局 県税課	0995-63-3111
大隅地域振興局 県税課	0994-43-3121
熊毛支庁 県税課	0997-22-1131
大島支庁 県税課	0997-53-1111